

お取引時の確認について

平成 25 年 3 月 14 日
鹿児島県医師信用組合

本組合では、[犯罪による収益の移転防止に関する法律](以下「同法」といいます)にもとづき、口座開設などの際にお客様の氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりましたが、同法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、職業や取引を行う目的等についても次のとおり確認させていただくことになりましたので、ご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. お客様への確認事項およびお持ちいただくもの

	確認事項	お持ちいただくもの(原本をお持ちください)
個人のお客様	氏名 住所 生年月日	・運転免許証 ・運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの) ・旅券(パスポート)・各種年金手帳・各種福祉手帳 ・各種健康保険証・在留カード・特別永住者証明書 ・住民基本台帳カード(写真付)等のいずれか
	職業	(窓口で確認させていただきます。)
	取引を行う目的	
法人のお客様	名称 所在地	・登記事項証明書・印鑑登録証明書 等
	事業内容	・登記事項証明書・定款 等
	来店された方の氏名・ 住所・生年月日	上記「個人のお客様」に記載されているものに加え、「職員証」などにより、法人のお客様のために取引を行っていることを確認させていただきます。
	取引を行う目的 実質的支配者の本人 特定事項	(窓口で確認させていただきます。)

- ・ご本人以外の方(代理人)が来店された場合は、代理人の氏名・住所・生年月日等を書面等で確認させていただきます。
- ・事業内容等の確認のため、同法で定められた書類以外のご提示をお願いすることがございます。

2. お客様への確認が必要な取引

- (1) 新規の口座開設により取引を開始
- (2) 10 万円を超える現金振込
- (3) 200 万円を超える現金の受払い
- (4) ご融資取引 等

- ・上記以外の取引でもお客様に確認させていただく場合がございます。
- ・過去に確認させていただいたお客様についても、取引を行う目的や職業を確認させていただく場合がございます。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引をされる場合、上記以外の再確認をお願いする場合がございます。
- ・お客様に資産・収入の状況を確認させていただく場合がございます。
- ・上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合がございます。